

～市消費生活センターより～ “エシカル消費”とは

12 つくる責任
つかう責任



「エシカル」とは「倫理的な」という意味で、人や社会、地域、環境に配慮した商品やサービスを選んで消費することを「エシカル消費」といいます。

難しく考えず、私たち一人一人が社会的な課題に気付き、日々の買い物等の消費行動を通して、自分ができることを考えて行動することが、エシカル消費の第一歩です。



できることからやってみよう!

例えば…

気付き

→ 考えて行動する

→ エシカル消費の第一歩



(※)生産者と購入者の間で商品が適正な価格で売買されること。

買い物編

- 地産地消、旬なものを選ぶ
- フェアトレードの商品を選ぶ
- 障害者雇用につながる商品を選ぶ
- 冷蔵庫の中身を確認してから買い物に行く
- 食べ物は陳列棚の手前にあるものを選ぶ
- マイバッグを使う

日常編

- 必要のない電気は消す
- マイボトルを持ち歩く
- 壊れても修理をして、使い続ける
- 食材を使い切る

ちょっと上級編

- 地域の清掃や福祉等の社会貢献活動に参加する
- 被災地のボランティア活動に参加する
- 社会課題を解決するクラウドファンディングに出資する



→ 日常生活でできることから始めましょう。社会に積極的に参画することで、私たち一人一人の選択が、地球が抱える課題の解決へとつながります。消費者の行動には、未来を変える力があるのです。

おすすめ関連サイト

エシカル×あいち Ethical Aichi



消費者庁 Consumer Affairs Agency, Government of Japan



市消費生活センターをご利用ください!



「通信販売の定期購入」「点検商法」「インターネットやSNSによる副業勧誘」等、消費者トラブルの事例は多岐にわたっています。成年年齢が18歳に引き下げられた若年層や、高齢者が狙われやすく、トラブルを抱えたまま誰にも相談できず状況を悪化させてしまうケースも見受けられます。不安な場合や困った時は、市消費生活センターに相談してください。

安城市
消費生活
センター
☎76)7749

市消費生活センターでは、「消費生活」にまつわる様々な相談をお受けします

- 相談日 (月)火(木)金(祝)・年末年始を除く
 - 時間 午前9時30分～午後4時(受付は午後3時30分まで。予約優先)
 - 場所 市役所さくら庁舎
 - 対象 市内在住・在勤・在学者
 - 予約方法 相談希望日の1週間前から電話で同センターへ
 - その他 同センターで相談を受けた人を対象に、弁護士による消費生活相談も行っています(毎月第4(火)午後1時～3時 1人30分)
- ※同センター閉所時は消費者ホットライン☎188(いやや)へ。開所している相談窓口につながります。

知っ得!身近な消費生活相談17

< 老人ホーム等の入居権を譲って…の巻 >

～劇場型勧誘の詐欺～

実在する企業等をかたり、「老人ホーム等の入居権を譲ってあげてほしい」等と持ち掛ける、不審な電話がかかってきたという相談が寄せられています。



注意しましょう!

「あなたは入居権を持っている」「権利を譲って」「名義を貸して」等と持ちかけてくるのは詐欺です。話をうのみにせず、絶対にお金を払わないでください。